

## 秋田市東部市民サービスセンター「いーぱる」

## サークルの登録案内

東部地域づくり協議会(以下、「本協議会」という。)では、住民相互の交流を図り、住みよい地域づくりを推進する事業の一つとして、本協議会が認めた団体(以下「サークル」という。)が施設利用する年間使用計画に基づき、定期的に活動ができるようになります。

## 1 登録の要件

- (1) 登録するには次の要件を満たさなければならない。
- ① 地域づくりに関わる市民活動または生涯学習活動を行う自主的な団体であること。
  - ② 特定の政治活動、宗教活動もしくは営利活動(教室など、受講料を徴収している個人・団体等が主催、強制、支援する活動)またはこれらの個人や団体を支援する活動を行う団体等は登録できません。
  - ③ 外部から講師を招いて指導を受ける場合、講師の営利活動でないこと。また、団体等が支払う講師の謝礼は、過剰な金額にならないこと。なお、会員の会費が、実質的に月謝として講師へ支払われていると認められる場合は、登録できません。
  - ④ 会員と講師の関係は、サークルを構成する会員が主となり、講師は会員の意を汲んで学習内容を指導する立場であること。
  - ⑤ 登録を申請する場合は、活動日、活動場所が指定または制限されることがあります。なお、他のサービスセンター等に登録されている団体は、当施設の登録申請はできません。
  - ⑥ 特定の学校、企業、各種法人またはスポーツ少年団等に属する者のみで構成される団体は登録できません。
  - ⑦ 登録する団体は会則、規約、予算書、決算書を有し、会員による自主的運営が行われていること。
  - ⑧ 会員とは会員名簿に記載された者とし、その人数は1団体5人以上とする。さらに会員の中には東部地域在住の者が含まれていることが望ましい。また、サークル会員の加入、脱退が自由であること。
  - ⑨ 会員名簿に記載された者が当施設を利用することができる。
  - ⑩ 登録を申請する団体は次の資料を提出しなければならない。
    - ・登録申請書
    - ・別紙、会員名簿
    - ・運営費に関する、収支決算書(様式自由)
    - ・サークル規約または、会則
  - ⑪ 登録が承認されたサークルはサークル連合会に加入すること。また、サークル代表者会議、サークル事業および本協議会の事業等にも協力すること。

## 2 登録方法

- (1) サークルの登録は、前年度12月中に期間を定めて申請を受け付けいたします。
- (2) 登録にあたり、要件に適合しているか、本協議会とサークル連合会役員により審査を行います。
- (3) 登録申請にあたり、虚偽の記載や二重登録などの不適切な申請があったと認められた場合は、登録を取り消すことがあります。

## 3 サークルの使用回数

- (1) サークルの定例使用は、1日1回あたり4時間以内で、月4回までとします。なお、1日に5時間以上利用する場合は、2回分とみなされます。また、使用にあたっては使用前の入室・使用後の延長はできません。
- (2) 5週目に定例使用が可能な場合、または定例以外の使用を希望する場合は、前月の20日以降に使用申請することができます。活動時間(使用時間)は30分単位で、準備、後片付けも活動時間内に含まれます。

## 4 使用の調整

- (1) 年間使用計画の作成後であっても、国、県、市、その他行政機関の事業、指定管理者(本協議会)の事業または指定管理者が認めた地域団体等の使用に伴い、指定されている場所の振替・調整または、休止等をお願いする場合があります。
- (2) 施設が避難所や世情の影響により会場等に指定された場合、急きょ活動を制限することがあります。
- (3) 前年度中に使用申請の希望を基に施設・日時について調整を行い、年間使用計画が確定されますので、一度申請した日時は変更することはできません。